

議案第15号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市大学奨学金貸与条例（昭和57年大阪市条例第55号）に基づき本市が行った大学奨学金の貸与2件に係る各債務者
- 2 債 権 の 内 容 大学奨学金の貸与金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 下記の表に掲げる大学奨学金の貸与金債権に係る未返還の元本の額の合計金4,257,000円及びこれらに対する遅延利息
- 4 放 棄 の 理 由 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	貸与期間	未返還の元本の額
1	平成元年4月から平成4年3月まで	金2,304,000円
2	平成10年4月から平成12年3月まで	金1,953,000円

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市が行った大学奨学金の貸与2件に係る各債務者に対する奨学金の貸与金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。